

(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、
また、令和元年10月1からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2

②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約32億円)はすべて
社会保障施策に要する経費(約178億円)に充当

※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)

※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→ 1.7% 令和元年10月 1.7%→ 2.2%

令和7年度決算額

<歳入> 引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金) . . . 3,238,743千円
<歳出> 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 . . . 17,378,418千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(R6→R7)>

◆民間保育所の整備を補助

[1か所・75人定員・令和7年度整備 令和8年4月開園]

定員拡大 4,152人(令和7年4月) → 4,246人(令和8年4月) ※地域型保育施設を含む

◆ひとり親家庭・生活困窮者等の学習支援を拡充

ひとり親家庭の学習支援の対象を中学生までから高校生相当までに拡充

令和7年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位:千円

款	項	目	経 費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	9,286,029	5,353,298	3,932,731
		老人福祉費	3,595,587	753,223	2,842,364
		介護保険事業費	3,488,972	151,205	3,337,767
		その他	1,449,235	1,276,264	172,971
	児童福祉費	児童福祉総務費	2,589,177	1,592,459	996,718
		児童措置費	13,912,136	10,917,190	2,994,946
		保育所費	456,290	386,996	69,294
		青少年育成費	777,639	503,058	274,581
		その他	246,395	76,243	170,152
	生活保護費	扶助費	4,990,885	3,682,707	1,308,178
		その他	38,849	19,933	18,916
衛生費	保健衛生費	予防費	979,752	32,756	946,996
		保健費	346,866	205,081	141,785
		その他	230,068	59,049	171,019
合 計			42,387,880	25,009,462	17,378,418